	(2) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。
	(3) (a) 管轄地において効力を有し又は有した国際法に関する業務は、国が認める。第三国の法律事務は、関する業務は、権限のある人（例えば、第三国の法律に関して、権限のある人（例えば、第三国の法律に関して、権限のある人（例えば、第三国の法律に関して